

津市単独補助事業【獣害対策関係】

津市農林水産部農林水産政策課

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
有害鳥獣防護 柵設置事業	農産物鳥獣害 対策事業補助 金	農産物の生産意 欲の向上及び生 産意欲の向上と安 定生産を図る	①農用地区域内の農地 ②原則、0.5中山間地域は、 0.3ha)以上かつ2戸以上 ※工事費、作業料、日当、委託 料は、対象外	電気柵、トタン柵、網 及び金網柵用原材料 等の購入費用	対象経費の1／2 (1申請につき100万 円を限度)	自治会、農業者 団体、農業従事 者等
	小規模農地鳥 獣害防止事業 補助金		現状が耕作可能な農地である こと。原則受益戸数要件を設 けない。ただし、水稻、麦、大 豆等を作付する場合で、該当 農地が他の農地と連担して一 体的に防護することが効果的 な場合は2戸以上とする。 ※工事費、作業料、日当、委託 料は、対象外		対象経費の1／2 (1申請につき8万円を 限度)	
わな猟免許取 得事業	わな猟免許取 得費等補助金	有害鳥獣捕獲者 の確保及び強化を 図る	免許取得後、猟友会に入会 し、3年以上有害鳥獣の捕 獲に従事	講習会受講料及びテキ スト代、受験手数料、医 師の診断書料、猟友会 入会料	対象経費の1／2 (1万4千円を限度)	農林業従事者、 猟友会会員、農 業共済加入者
有害鳥獣対策 推進事業	有害鳥獣対策 推進事業補助 金	地域ぐるみでの有 害鳥獣による被害 防止の推進	①農業者を中心とした地 域住民10人以上 ②規約等の定めがある	地域ぐるみでの有害鳥 獣による被害防止活動 に要する経費 (別途、運用基準あり)	対象経費の1／2 (20万円を限度)	地域ぐるみにより 獣害対策を推進 する団体
有害鳥獣捕獲 用檻設置事業	有害鳥獣捕獲 用檻設置費等 補助金	有害鳥獣による農 産物の被害を防止	①自治会若しくは、農業者を中 心とした地域住民10人以上 で、規約等の定めがある団体 又は猟友会の支部 ②わな猟免許を有する者に捕 獲檻の設置及び管理をさせ ることができること	有害鳥獣捕獲用檻の 購入費又は制作に係 る材料費	対象経費の1／2 (感知器付きの檻 7万5千円を限度) (感知器なしの檻 4万5千円を限度) (感知器のみ 3万円を限度)	自治会、農業者 団体の代表者、 猟友会の支部に 属する者